

ID: 46

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	駐車場の使用料の免除																
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例 第7条第3項																
例 規 番 号	昭和26年条例第2号																
【根拠条文】 (駐車場の設置及び使用料) 第7条 図書館に駐車場を設置する。 2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。 <table><tr><td></td><td colspan="2">使用料区分</td></tr><tr><td></td><td>午前8時から午後8時まで</td><td>午後8時から翌日の午前8時まで</td></tr><tr><td>図書館の 開館日</td><td>30分までごとに100円</td><td>60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td></tr><tr><td>図書館の 休館日</td><td>30分までごとに100円</td><td>60分までごとに100円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td></tr></table>				使用料区分			午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで	図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円		午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
	使用料区分																
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで															
図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。															
図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円															
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。																
3 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、駐車場の使用料を免除することができる。																	
【基準】 根拠条文及び芦屋市立図書館設置条例施行規則第38条の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第38条 条例第7条第3項にいう公益上特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 公務を目的として来館するとき。 (2) 図書館が主催する行事の講演者が来館するとき。 (3) 図書館事業を援助する者が来館するとき。 (4) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。 (5) 館長が特に必要と認めたとき。																	
標準処理期間	3日																
備考																	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日
-----------	-----------	---------------	----------